

地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律 (平成26年6月25日公布 環境省及び文科省共管)

背景

地域の自然環境を保全し、及び持続可能な利用を推進するためには、公的資金を用いた取組に加えて、利用者による負担、民間団体等が寄附金を募って行う土地の取得・管理など民間資金を用いた地域の自発的な取組を促進する必要がある。

目的【第1条】

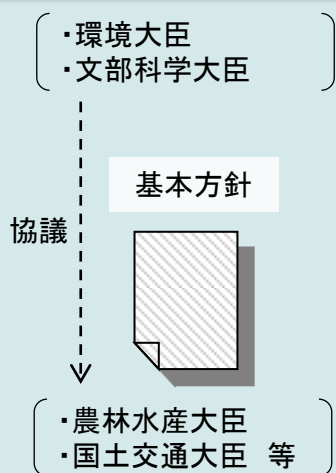
地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進 → 地域社会の健全な発展

「地域自然資産区域」【第2条第4項】

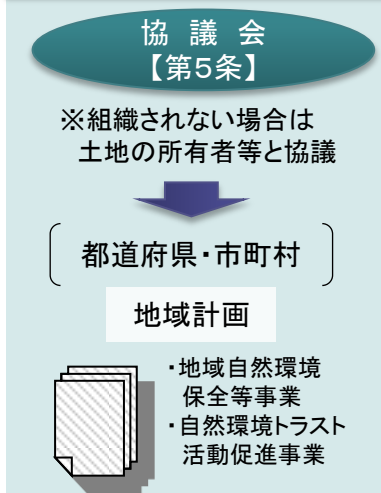
- ① 都道府県・市町村が、(入域料を収受して行う)地域自然環境保全等事業を実施する区域
 - ② 一般社団法人等・都道府県・市町村が、自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域
- 地域自然環境保全等事業・・・国立公園や名勝地等地域の自然環境の保全及びその持続可能な利用を推進するために実施する事業であって、区域内に立ち入る者から収受する料金をその経費に充てるもの。
- 自然環境トラスト活動・・・自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図ることを目的とし、一般社団法人等又は都道府県若しくは市町村が地域内の土地の取得等を行うこと。
- 自然環境トラスト活動促進事業・・・都道府県又は市町村が、自然環境トラスト活動を促進する事業。

基本方針・地域計画

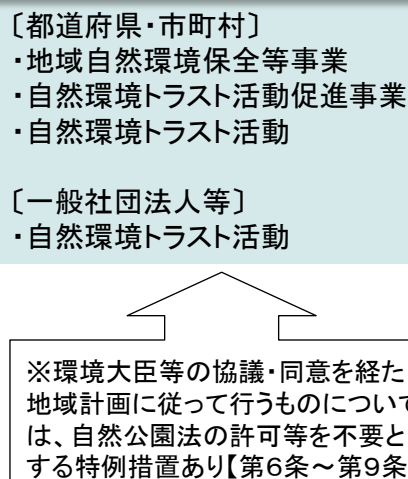
基本方針の策定【第3条】



地域計画の作成【第4条】



地域計画の実施



その他

- 自然環境トラスト活動を促進するための基金の設置(地方自治法241条)【第10条】
- 地域計画の作成に関する助言、財政上の措置等(国の努力義務)【第11条】
- 自然環境の保全及び持続可能な利用の推進を図る上で特に重要な土地の取得(国・都道府県の努力義務)【第12条】

施行期日: 公布の日から起算して1年以内(政令で定める)【附則第1条】